(表1) 新たに施設基準が創設されたことにより、平成30年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの 〔特掲診療料①〕

特掲診療料

1	慢性維持透析患者外来医学管理料の注3に掲げる腎代替療法実績加算
2	乳腺炎重症化予防ケア・指導料
3	夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算
4	療養・就労両立支援指導料の注2に掲げる相談体制充実加算
5	ハイリスク妊産婦連携指導料1
6	ハイリスク妊産婦連携指導料2
7	在宅酸素療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニタリング加算
8	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニタリング加算
9	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
10	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
11	画像診断管理加算3
12	骨髄微小残存病変量測定
13	抗HLA抗体(スクリーニング検査)及び抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)

(表1) 新たに施設基準が創設されたことにより、平成30年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの 〔特掲診療料②〕

特掲診療料

14	磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)の注7に掲げる小児鎮静下MRI撮影加算
15	磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)の注8に掲げる頭部MRI撮影加算
16	処方料の注9に掲げる外来後発医薬品使用体制加算3
17	人工腎臓
18	導入期加算1
19	導入期加算2
20	慢性維持透析濾過加算
21	レーザー機器加算
22	皮膚移植術(死体)
23	後縦靱帯骨化症手術(前方進入によるもの)
24	緑内障手術(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
25	人工中耳植込術
26	喉頭形成手術(甲状軟骨固定用器具を用いたもの)

(表1) 新たに施設基準が創設されたことにより、平成30年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの 〔特掲診療料③〕

特掲診療料

27	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術
28	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）（MRIによるもの）
29	乳房切除術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）
30	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
31	胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
32	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
33	食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）
34	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
35	胸腔鏡下弁形成術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合を含む）
36	胸腔鏡下弁置換術
37	経皮的僧帽弁クリップ術
38	ペースメーカー移植術（リードレスペースメーカーの場合）
39	経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）

(表1) 新たに施設基準が創設されたことにより、平成30年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの 〔特掲診療料④〕

特掲診療料

40	内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術
41	腹腔鏡下胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
42	腹腔鏡下噴門側胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
43	腹腔鏡下胃全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
44	胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
45	薬剤投与用胃瘻造設術
46	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
47	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術
48	腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
49	生体部分小腸移植術
50	同種死体小腸移植術
51	小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
52	結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
53	腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

(表1) 新たに施設基準が創設されたことにより、平成30年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの 〔特掲診療料⑤〕

特掲診療料

54	腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
55	尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
56	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合を含む。)
57	膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
58	尿道形成手術(前部尿道)(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
59	尿道下裂形成手術(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
60	陰茎形成術(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
61	陰茎全摘術(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
62	精巣摘出術(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
63	会陰形成手術(筋層に及ばないもの)(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
64	腟腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
65	造腟術、腟閉鎖症術(遊離植皮によるもの、腸管形成によるもの、筋皮弁移植によるもの)(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
66	子宮全摘術(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)

(表1) 新たに施設基準が創設されたことにより、平成30年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの 〔特掲診療料⑥〕

特掲診療料

67	腹腔鏡下腟式子宮全摘術(性同一性障害患者に対して行う場合又は内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
68	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る。)
69	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡下手術用支援機器を用いる場合)
70	子宮附属器腫瘍摘出術(両側)(性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。)
71	自己クリオプレシピテート作製術(用手法)
72	コーディネート体制充実加算
73	放射線治療管理料の注4に掲げる遠隔放射線治療計画加算
74	体外照射の注6に掲げる1回線量増加加算
75	デジタル病理画像による病理診断
76	悪性腫瘍病理組織標本加算